

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止に関する 重要なお願い（第5報）

政府は4月16日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態を宣言し、極力8割の接触機会の低減を目指すという強い姿勢を示しました。

しかしながら、これだけ外出や移動の自粛が叫ばれる中、関東地方をはじめとする県外からの来訪が見受けられるため、このままでは感染拡大が起こる状況が予想されます。

このため、観光を主産業とする湯沢町にとって、苦渋の決断ではありますが、人の移動をくい止め、感染拡大を防ぐため、5月1日[㊟]から5月31日[㊟]までの間、湯沢町内の宿泊施設、飲食店（テイクアウトのみの営業は除く）及び小売店（生活必需品等を取り扱う事業者は除く）に対して、その営業を自粛されるようお願いすることといたします。

事業者の皆様には、多大なご負担をおかけすることになりますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

町民の皆様におかれましても、営業の自粛をお願いしている施設の利用は厳に控えていただきますようお願いいたします。

なお、この休業にご協力をいただいた事業者に対しては、協力金の支給を行います。

また、今回のご協力のお願いとあわせて、湯沢町では4月25日[㊟]から5月31日[㊟]までの間に来町を予定されている皆様に対して、不要不急な来町をお控えいただくようホームページなどを通じてお願いしてまいります。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

令和2年4月23日

（湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長） 湯沢町長

田村正幸

湯沢町内で 宿泊施設、飲食店及び小売店を営業される皆様へ

新型コロナウイルス感染防止に関する 営業自粛のお願い

政府は4月16日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態を宣言し、極力8割の接触機会の低減を目指すという強い姿勢を示しました。

しかしながら、これだけ外出や移動の自粛が叫ばれる中、関東地方をはじめとする県外からの来訪が見受けられるため、このままでは感染拡大が起こる状況が予想されます。

このため、観光を主産業とする湯沢町にとって、苦渋の決断ではありますが、人の移動をくい止め、感染拡大を防ぐため、5月1日(金)から5月31日(日)までの間、湯沢町内の宿泊施設、飲食店（テイクアウトのみの営業は除く）及び小売店（生活必需品等を取り扱う事業者は除く）におかれましては、その営業を自粛されるようお願いいたします。

なお、この休業にご協力をいただいた事業者の皆様に対して、協力金を用意しております。なにとぞ、困難ともいえるこの状況を一日も早く脱するため、休業のお願いの趣旨をご理解のうえご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、今回のご協力のお願いとあわせて、湯沢町では4月25日(土)から5月31日(日)までの間に来町を予定されている皆様に対して、不要不急な来町をお控えいただくようホームページなどを通じてお願いしてまいります。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

令和2年4月23日

(湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長) 湯沢町長

田村正幸